

広島県選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百六十二条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、三原市選挙管理委員会から報告があつた。

令和八年一月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 大辻

茂

別表

施設の名称	所 在 地	取 消 年 月 日
三原市大和勤労福祉センター	三原市大和町和木384番地1	令和 7 年 10 月 22 日